

この申込書は、診療月ごとに作成してください

健康保険 高額医療費資金貸付申込書

被 保 険 者 の 記 入 欄	被保険者証の 記号・番号	—	事業所名			
	受診者氏名				被 保 険 者 と の 続 柄	
	生年月日	年	月	日		
	診療を受けた 医療機関名	電話 ()				
	診療を受けた期間 (ひと月単位で記入)	年 月 日 から 同月 日 (日間)				
	上記についての請求 金額または支払金額	円		借入希望額 (未記入の場合限度額)	円	
	第三者行為に よるものですか	はい ・ いいえ		第三者行為（交通事故等）による傷病の場合は、 三井健保（電話 03-3243-1406）にご連絡ください。		
	振込先金融機関	銀行・信金 信組・農協		本店 支店	普通・その他 ()	
		口座 番号		(フリガナ) 口座名義	()	
	三井健康保険組合高額医療費資金貸付規程により、資金の貸付を申込みます。 年 月 日 〒 — 被保険者住所 氏名 電話 ()					

被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください。
(マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。)

備考欄

【申請上の注意】

- ・別紙記載の貸付規程を参照のうえ、会社経由で三井健保へ提出してください。
ただし、診療を受けた期間が任意継続被保険者であるときは、直接三井健保宛に提出してください。
- ・なお、その場合は事業所名と事業主の証明欄の記入は不要です。
- ・年月日は元号でご記入ください。

【添付書類】

- 医療機関発行の請求書または領収書の原本を添付してください。

事 業 主 の 記 入 欄	上記のとおり申込がありましたので提出します。 年 月 日
	事業所の所在地 名 称
	事 業 主 氏 名

健 保 使 用 欄	常務理事	事務長	課長	給付課	発議日 年 月 日
					1 貸付ける 貸付額 ,000 円
					2 貸付けない 別添決定通知書
	標月	千円	所得区分 (ア・イ・ウ・エ・オ)	多数 (該当 ・ 非該当)	保険点数 点
	(自己負担		—限度額) × 0.8 = 貸付額	
					年 月 日 貸付 経理担当

別紙

三井健康保険組合 高額医療費資金貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、三井健康保険組合規約第61条に基づき、健康保険法（以下「法」という。）第115条の規定による高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給を受けることが見込まれる者に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、療養に要する費用を貸付けることにより、被保険者及びその被扶養者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、三井健康保険組合（以下「組合」という。）の被保険者であって高額療養費の支給を受ける見込みがあり、かつ、その高額療養費の支給の対象となる月分に係る療養に要する費用について医療機関等から請求を受けた者又はその費用を支払った者とする。ただし、他の法令により、当該療養に要する費用について公費負担がある場合を除く。

(貸付金額)

第3条 資金の貸付限度額は、高額療養費支給見込額の10分の8とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は貸付けない。

(貸付の方法)

第4条 貸付金の貸付方法は、金融機関（銀行等）への振込みとする。

(貸付期間等)

第5条 資金の貸付期間は、当該貸付金に係る高額医療費が支給される日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、高額療養費の額が貸付金の額に満たないときは、その差額分については、理事長の指定する日までとする。

(貸付金の利息)

第6条 貸付金には、利息を付さない。

(貸付申込)

第7条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、高額医療費資金貸付申込書（以下「申込書」という。）に次の書類を添付し、申込者の勤務する事業所（以下「事業所」という。）を経由して組合に提出しなければならない。ただし、申込者が任意継続被保険者については、直接組合に提出するものとする。

- (1) 医療機関からの療養に要する費用の内訳のある請求書又は領収書
- (2) 申込者が市町村民税を課せられない者又は生活保護法の要保護者であるときはその旨が明らかになる書類

(資金貸付の決定等)

第8条 理事長は、申込書を受領したときは、すみやかに審査し、貸付けの可否及び貸付額を決定しなければならない。

2 理事長は、貸付けの可否及び貸付額を決定したときは、申込者が指定した金融機関の口座に貸付金を振り込むとともに、高額医療費資金貸付可否決定通知書により、申込者に通知するものとする。

3 申込者は、貸付金を受領したときは、すみやかに当該貸付けに係る借用証書を理事長に対し提出するものとする。

(貸付金の精算等)

第9条 申込者は、高額療養費の受領を組合の理事長に委任するものとする。

2 貸付金の返済は、理事長が代理受領した高額療養費を充当して行う。

3 理事長が代理受領した高額療養費の額のうち貸付金額を上回る額については、当該上回る額を所定の方法により支給するとともに、高額医療費資金貸付金返済完了通知書及び申込者へ返戻すべき借用証書を申込者へ送付する。

(届出事項)

第10条 申込者は、貸付申込みを行った後貸付金の返済が完了するまでの間に次の各号に該当する場合は、組合に届け出なければならない。

- (1) 住所・氏名の変更
- (2) 口座の変更

(即時償還)

第11条 理事長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が偽りの申込み、又は不正の手段により貸付けを受けたときは、第5条第1項の規定にかかわらず、直ちに償還させるものとする。

(高額療養費が不支給となった場合の取扱い)

第12条 理事長は、当該貸付金に係る高額療養費が不支給になったことを知ったときは、期日を指定して償還させるものとする。